

SLN No.77 1998.8.24

通信品位法下のプロバイダー責任

——Zeran 対 AOL、米国第 4 巡回区 1997 年 11 月 12 日——
(129 F.3d 327; 1997 U.S. App. LEXIS 31791; 25 Media L. Rep.
2526; 10 Comm. Reg. (P & F) 456)

1. はじめに

インターネットの電子掲示板 (BBS) の提供者が、名誉毀損等の文章を第三者からアップされた場合にどのような責任を負うかについてはストラットン・オークモント対プロデューサー (1995 WL 323170 (N.Y. Sup. Ct. May 24, 1995)) やカビー対コンピューサーブ (776 F. Supp. 136 (S.D.N.Y. 1991)) があった。こうしたサービス・プロバイダーの責任につき、1996 年 2 月 8 日に発効した通信品位法 (CDA) は 230 条で免責規定を設けた。本件は同法の下でプロバイダーの責任が問われた事件である。

わが国のニフティーサーブ事件 (東京地裁平成 9 年 5 月 26 日、SLN No. 72 参照) との比較においても興味深いところである。

2. 事実関係

被告 (被控訴人) のアメリカ・オンライン (以下「AOL」) はインターネットのサービス・プロバイダーである。1995 年 4 月 25 日、何者かが AOL の BBS に「いかがわしいオクラホマ T シャツ」の宣伝を載せた。オクラホマの爆弾テロ (1996 年 4 月 19 日) をもじったスローガンの書かれた T シャツの宣伝で、購入希望者はシアトルの原告の番号を回して「ケン」 (原告の名) を呼び出せ、と書かれていた。原告の番号には、怒り、軽蔑さら

には殺すぞといった電話が殺到した。原告は AOL に電話をしたところ、代表者は当該ポストを削除するが社の方針として撤回文をポストすることはないと説明した。4月26日も同様に不明者からポストされ、原告はくり返し AOL に電話したところ、AOL 代表者は差出人のアカウントをしめると話した。その後原告方への電話が続いたが、新聞が真相を伝えた後におさまった。1996年4月、原告提訴。原告が被告に何者かによる名誉毀損を通知した後は、被告には速やかに当該ポストを削除し、ユーザーに虚偽であることを知らせ、以後名誉毀損的ポストをスクリーンする義務があると原告は主張した。被告は CDA230 条の抗弁を出し、連邦民訴規則 12 条 (C) の申立 [訴答に基づく判決の申立。訴答だけで、真の争点のないことが明らかなきとき事実審理なしで判決することを求める申立] をし、地裁がこれを認めたため、原告は控訴した。CDA230 条の関連部分は次のとおり。

インタラクティブなコンピュータ・サービスのプロバイダーやユーザーは、他の情報コンテンツ・プロバイダーによって提供された情報の発行者 [publisher] や話し手 [speaker] とは扱われないものとする。

[230 (C) (1)]

3. 裁判所の判断

(1) 議会は、この新しく急伸するインターネットメディアにおける表現の自由に対し、不法行為に基づく訴訟が引きおこす恐れを認識していた。他人が表現した交信につきサービス・プロバイダーに不法行為責任を課すことは、端的に言って、政府による侵入的言論統制の別形態である。

(2) 230 条による免責の目的の第一は、インタラクティブ・コンピューター・サービスを通じて交信される情報量は驚くべきものであり、不法行為責任の恐怖は萎縮効果を及ぼすし、何百万ものポストをスクリーンすることはできない。責任を課されることになれば、メッセージの数や種類を限定することになり好ましくない。もう一つの同条の目的は、有害なものが自身のサービスで広まることをプロバイダーが自己規制するよう鼓舞することである。ストラットン対プロディジー判決は、BBS 主催者を頒布者 (distributor) ではなく発行者 (publisher) とみなして厳格な責任を課した。(頒布者では認識要件が必要とされる)。裁判所がプロディジーを発行者とみなしたのは、同社が積極的にスクリーニング等をしてきたからであった。そうすると、自主的にチェック体制をとると責任が発生することになるから、むしろ自主規制がなされなくなってしまう。議会はこうした自主規制への反対動機づけを取り除こうとしたのである。

(3) 原告は、230 条は発行者責任のみ免責するもので頒布者責任は影響を受けないと主張

する。発行者は名誉毀損の記事につき知っていなくても責任を負う。頒布者は、新聞売りや本屋のように最低限知っていなければ責任を問われない。原告は被告に連絡したからこの認識要件はみたされると主張する。議会が発行者の話を用いたのは、発行者責任のみ免除したのであると主張する。当審は反対である。頒布者責任は発行者責任の下位概念(subset)又は一種であるから、同じく230条によって排斥される。発行者も頒布者も名誉毀損訴訟で使われる言葉だが、言述の公表(publication)が必須要件であるから公表(publish)する者だけがこの責任に服する者になりうる。公表(publication)は、ある情報を入れるか否かを選択する場合だけでなく、過失で伝達したり、除去を怠った場合も含む、名誉毀損言述をくり返す毎に公表(publication)があるとされている。本件において、AOLは法的に発行者(publisher)と考えられるべきである。名誉毀損法においては、頒布者でさえ発行者と考えられるべきである。

ストラットン判決もカビー判決も発行者と頒布者を分けて用いているが、両判決とも名誉毀損法上、頒布者が一種の発行者ではないとまで言うてはいない。

他人の名誉毀損的言述を第三者に伝えることの責任は、その他人と同じ地位におかれることによるのでありその他人が発行者ならAOLも発行者としないと責任を問えないだろう。〔発行者になると、230条で免責されるわけだが——筆者注〕

(4) 認識に基づく責任をプロバイダーに課することは厳格責任同様表現を制限し自主規制を控えさせることになる。

もしプロバイダーが頒布者責任に服するなら、どんなメッセージについても名誉毀損の言述だと知らされれば責任を負う危険に直面する。これらを注意深くかつ迅速に調査し、法的判断をし、公表を続けるか否かの現場の決定が必要になる。プロバイダーは削除ではなく公表〔継続〕につき責任を負うことになるから、通知を受けたら削除するのが自然なりゆきである。認識に基づく責任もインターネットの表現の自由に対する萎縮効果をもつ。

この責任は自主規制をもさまたげる。プロバイダーが調査、スクリーンするほど認識に達し責任の基礎がつくられてしまう。

頒布者責任も230条の制度目的に反するのであり、議会がこの責任について放っておいたとみることはできない。

(州法に対する先占と遡及効の問題については省略)。

原審判断維持。

4. コメント

(1) 本件は、原告の名誉をストレートに毀損する言述がなされたわけではないが、一種のなりすましによって結果的には原告の社会的人格、名誉を傷つけることになったので、同

じ扱いになるのであろう。

(2) ストラトン判決の時から指摘されていたことだが、なまじ自主規制の体制をとると責任を発生させる根拠となってしまう。責任をとらされるくらいなら、自主規制をしない方がよい、ということになり、結果的に名誉毀損的言述が一層横行するか、またはインターネット上の言論の自由が抑圧されることになってしまう。本判決は、このジレンマを解決するために CDA230 条が設けられたものにとらえ、この観点からすると、発行者の厳格責任だけでなく頒布者の認識に基づく責任も廃除されないと制度目的が達成されないものとしている。従前の判例の用語法からすると、**publisher** と **distributor** を同視するのは文言解釈上は苦しい気はするが、実質的判断は全く判例の言うとおりでであると思われる。

我が国にはこの CDA230 条のような特別な規定がないので立法による明確化が望ましいが、解釈論としてもこのミクロの正義とマクロの正義がくい違う事態につき十分な理解が必要であると思われる。